「特許特別会計」

「特許特別会計の業務等の概要

特許庁（特許特別会計）の業務等の概要

１．特許特別会計の設置時期

昭和５９年７月１日

２．特許特別会計の設置目的

特許等の工業所有権に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立し、利用者に対するサービスの向上を図るために設置。

（根拠法）　特許特別会計法 第１条
特別会計に関する法律（平成１９年法律２３号。以下「法」という。）
附則第６６条第３１号の規定による廃止前の特許特別会計法（昭和５９年法律第２４号。以下「旧法」という。）

３．特許庁の所掌事務

工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）に係る出願書類の方式審査、工業所有権の登録・審査・審判、並びに工業所有権の保護及び利用に関する事務

（根拠法）経済産業省設置法　第２５条

知的財産の種類と保護の体系

- 知的財産権（知的所有権）
  - 知的創造物
    - 発　明 ……… 特許法
    - 考　案 ……… 実用新案法
    - ﾃﾞｻﾞｲﾝ・意匠 ……… 意匠法
      - ・商品の形態 ……… 不正競争防止法
    - 営業秘密 ……… 不正競争防止法
      - （例：製造技術、顧客リスト）
    - 半導体集積回路 ……… 半導体集積回路の回路配置に関する法律
    - 植物新品種 ……… 種苗法
    - 著 作 物 ……… 著作権法
      - （例：小説、音楽、プログラム）
      - ・著作隣接権（実演家、レコード制作者等）
  - 営業上の標識
    - 商　号 ……… 商法
    - 商　標（ｻｰﾋﾞｽﾏｰｸ含） ……… 商標法（登録商標）
      - ・未登録（周知）商標 … 不正競争防止法
    - 地理的表示 ……… ・不正競争防止法 ・商標法 ・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
      - （例：ｼｬﾝﾊﾟﾝ、ｽｺｯﾁ等）

※特許権・実用新案権・意匠権・商標権を指して工業所有権（＝産業財産権）と称します。

4．組織及び定員　　　（H19年3月現在）

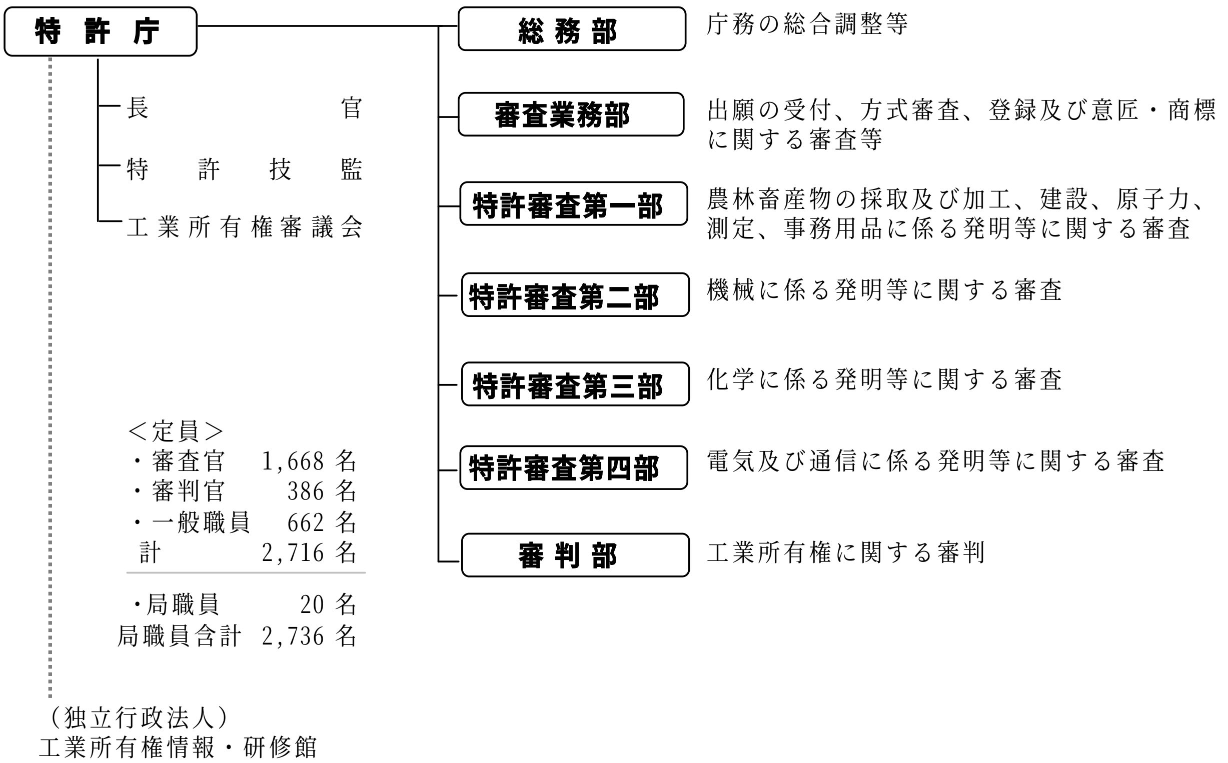

5．財政資金の流れについて

特許庁の収入は特許等出願人からの料金収入において賄われており、これらの収入により、特許・実用新案・意匠・商標の審査・審判等を行うために必要な経費を支出している。なお、経費には独立行政法人工業所有権情報・研修館に対する運営費交付金が含まれている。

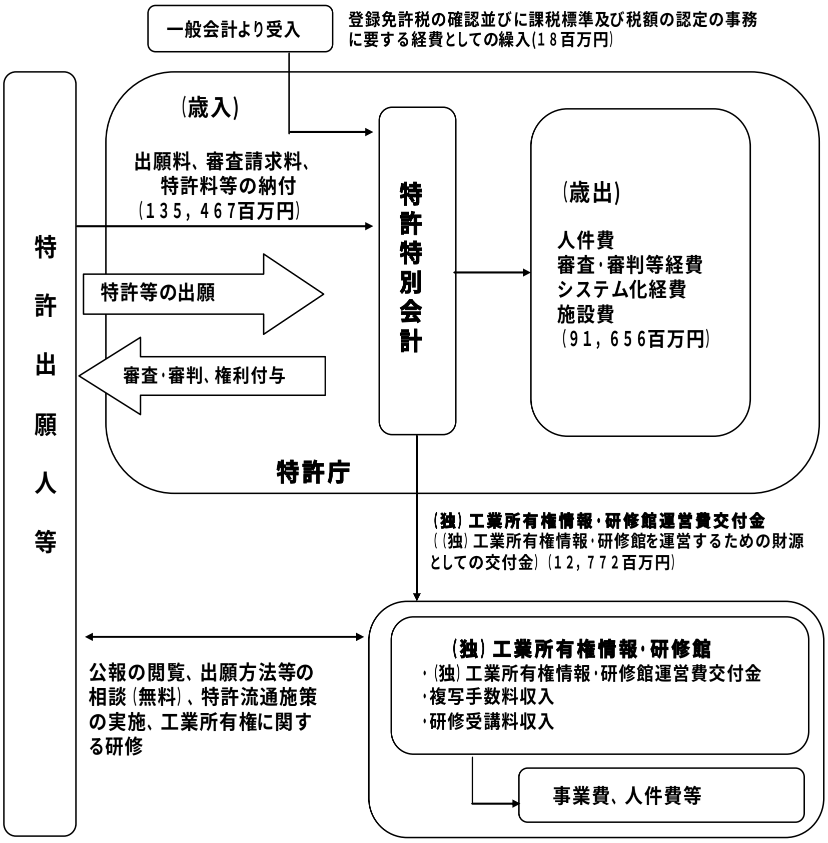

６．平成１８年度歳入・歳出決算の概要

（単位：百万円）

＜歳入＞	243,189	出願人等から納付を受けた特許等の産業財産権に係る特許料、登録料、手数料等の収入
特許印紙収入	133,783	特許印紙による出願手数料、特許料等の収入
特許料等収入	1,683	現金をもって納付された出願手数料、特許料等の収入
一般会計より受入	18	旧法第7条の規定による登録免許税の確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費に充てるため必要な財源の一般会計からの繰入
独立行政法人納付金収入	2,290	独立行政法人工業所有権情報・研修館より納付される納付金の受入
雑収入	528	財政融資資金預託金利子収入、特許公報の売払代、建物貸付料等の収入
前年度剰余金受入	104,884	旧法第8条の規定による前年度決算上の剰余金の受入
＜歳出＞	104,429	産業財産権制度を維持・推進するために必要な経費
事務取扱費	90,842	特許等の産業財産権に関する事務に必要な人件費及び事務費等
施設整備費	814	建物、工作物及びこれらの従物の新営、建造、改修等に係る経費
（独）工業所有権情報・研修館運営費	12,772	（独）工業所有権情報・研修館の運営に必要な交付金
翌年度歳入繰入	138,759	旧法第8条の規定による当年度決算上の剰余金の繰入

「特許特別会計　平成18年度財務書類」

貸 借 対 照 表

（単位：百万円）

	前会計年度 （平成18年3月31日）	本会計年度 （平成19年3月31日）		前会計年度 （平成18年3月31日）	本会計年度 （平成19年3月31日）
＜資産の部＞			＜負債の部＞		
現金・預金	104,884	138,759	未払金	6	6
未収金	7	7	前受金	97,509	116,293
未収収益	3	103	賞与引当金	1,910	1,944
前払費用	0	0	退職給付引当金	35,384	36,748
貸付金	2	2			
貸倒引当金	△ 6	△ 6			
有形固定資産	58,634	57,788	負債合計	134,810	154,993
国有財産（公共用財産を除く）	58,597	57,753	＜資産・負債差額の部＞		
土地	45,685	45,685			
立木竹	55	55	資産・負債差額	72,792	81,398
建物	9,433	9,014			
工作物	3,421	2,997			
物品	37	35			
無形固定資産	43,016	38,520			
出資金	1,061	1,216			
資産合計	207,603	236,392	負債及び資産・負債差額合計	207,603	236,392

業務費用計算書

（単位：百万円）

	前会計年度 (自　平成17年4月 1日) (至　平成18年3月31日)	本会計年度 (自　平成18年4月 1日) (至　平成19年3月31日)
人件費	25,341	26,140
賞与引当金繰入額	1,910	1,944
退職給付引当金繰入額	2,414	4,760
補助金等	78	59
独立行政法人運営費交付金	12,914	12,772
委託費	2,751	2,835
分担金	74	73
拠出金	192	204
審査審判庁費	－	26,067
成果重視事業特許事務機械化庁費	－	16,277
庁費等	48,137	6,814
その他の経費	421	408
減価償却費	11,097	12,265
資産処分損益	0	1
本年度業務費用合計	105,335	110,627

資産・負債差額増減計算書

（単位：百万円）

	前会計年度 (自　平成17年4月 1日) (至　平成18年3月31日)	本会計年度 (自　平成18年4月 1日) (至　平成19年3月31日)
Ⅰ　前年度末資産・負債差額	69,147	72,792
Ⅱ　本年度業務費用合計	△ 105,335	△ 110,627
Ⅲ　財源	108,754	119,066
1　自己収入	108,738	119,048
手数料収入	108,462	116,129
特許印紙収入	107,641	115,307
特許料等収入	821	821
その他の財源	275	2,919
2　他会計（勘定）からの受入	16	18
一般会計からの受入	16	18
Ⅳ　無償所管換等	－	11
Ⅴ　資産評価差額	226	155
Ⅵ　本年度末資産・負債差額	72,792	81,398

区分別収支計算書

（単位：百万円）

	前会計年度 (自　平成17年4月 1日) (至　平成18年3月31日)	本会計年度 (自　平成18年4月 1日) (至　平成19年3月31日)
Ⅰ　業務収支		
1　財源		
特許印紙収入	125,081	133,783
特許料等収入	1,453	1,683
その他の収入	274	2,818
一般会計からの受入	16	18
前年度剰余金受入	82,682	104,884
財源合計	209,508	243,189
2　業務支出		
（1）業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 30,763	△ 31,446
補助金等	△ 78	△ 59
独立行政法人運営費交付金	△ 12,914	△ 12,772
委託費	△ 2,751	△ 2,835
分担金	△ 74	△ 73
拠出金	△ 192	△ 204
審査審判庁費	－	△ 26,067
成果重視事業特許事務機械化庁費	－	△ 23,119
庁費等の支出	△ 56,917	△ 6,817
その他の支出	△ 659	△ 962
業務支出（施設設備支出を除く）合計	△ 104,353	△ 104,358
（2）施設整備支出		
建物に係る支出	△ 44	△ 4
工作物に係る支出	△ 225	△ 66
施設整備支出合計	△ 270	△ 71
業務支出合計	△ 104,624	△ 104,429
業務収支	104,884	138,759
本年度収支	104,884	138,759
翌年度歳入繰入	104,884	138,759
本年度末現金・預金残高	104,884	138,759

-注記事項-

1．重要な会計方針

（1）有形固定資産の減価償却の方法

1）建物、工作物

定率法によっている。

2）物品

定額法によっている。

（2）無形固定資産の減価償却の方法

1）ソフトウエア

簡便的に、利用可能期間（5 年）の開発費等の累計を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

（3）引当金の計上基準及び算定方法

1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、債権ごとの回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上している。

2）賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を下記の計算方法により計上している。

期末手当：翌年度期末手当予算額×６月期支給割合／年間支給割合×４／６

勤勉手当：翌年度勤勉手当予算額×６月期支給割合／年間支給割合×４／６

3）退職給付引当金

退職給付引当金には、退職手当に係る引当金、遺族補償年金に係る引当金、整理資源に係る引当金について計上している。

①退職手当に係る引当金

職員の退職手当の支払に備えるため、期末自己都合要支給額（基本額及び調整額）を下記の計算方法により計上している。

基本額：勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

調整額：国家公務員退職手当法第 6 条の４に定められた区分毎人数×想定される調整月額単位×60 ヶ月

②遺族補償年金に係る引当金

遺族補償年金の支払に備えるため、将来給付見込額（支給率×平均給与）の割引現在価値額を計上している。

③整理資源に係る引当金

国家公務員共済年金のうち整理資源に係る引当金としては、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

（4）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2）前受金について

特許審査請求料前受金、意匠及び商標登録出願料前受金、審判（再審）請求及び特許（登録）異議申立料前受金、特許料等予納金を計上している。

①特許審査請求料前受金

特許の出願は審査請求制度を採っており、審査請求時に審査請求料を納付することになっている。この審査請求料は、納付年度の歳入として計上されるため、納付年度末に審査着手できない案件に対応する審査請求料については、審査請求料前受金として計上している。

②意匠及び商標登録出願料前受金

意匠及び商標登録出願料のうち、納付年度末に審査着手できない案件に対応する 意匠及び商標登録出願料については、これを前受金として計上している。

③審判（再審）請求及び特許（登録）異議申立料前受金

特許、旧実用新案、意匠、商標出願の審判（再審）請求及び特許（登録）異議申立料のうち、納付年度末に審判に着手できない案件に対応する審判（再審）請求及び特許（登録）異議申立料については、これを前受金として計上している。

④特許料等予納金

特許料等は、必要となる見込額を特許印紙によって、事前に予納することが可能である。この特許印紙による予納額は、納付年度の歳入として計上されるため、納付年度末の残余の額を特許料等予納金として計上している。

2．重要な会計方針の変更

（1）「出資金」のうち市場価格のないものの計上方法について

従来、「出資金」のうち市場価格のないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としていたが、「省庁別財務書類の作成について」（平成 16 年 6 月 17 日　財政制度等審議会）の一部改訂に伴い、本年度より国有財産台帳価格をもって貸借対照表価額とし、国有財産台帳価格の改定に係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する方法に変更した。

この変更により、本年度の貸借対照表において出資金が 155 百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。また、本年度の資産・負債差額増減計算書において資産評価差額が 155 百万円増加している。

３．偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

（単位：百万円）

名称等	金額	事件番号	概要
損害賠償請求控訴事件	330	知的財産高等裁判所平成１８年（ネ）１０００８号（差戻審） 最高裁判所平成１７年（受）第５４１号 第２審：東京高等裁判所平成１５年（ネ）第３８９５号 第１審：静岡地方裁判所平成１２年（ワ）第８１号	特許権の質権設定がなされなかったため、これにより質権の実行ができず損害を被ったとして国家賠償を請求したもの。第一審においては、被告国が敗訴し、国が控訴した。第２審（控訴審）においては、原判決が破棄され、第１審原告の請求が棄却されたため、第１審原告が上告した。上告審は、第２審（原審）判決を破棄し、原審に差し戻したもの。現在、最高裁が判示した損害額の算定の考え方を勘案しつつ、損害額（本件特許権の適正な価額）について審理中。
合計	330		

(注 1)　名称等欄は事件の通称名を記載

(注 2)　金額欄は、平成 18 年度末時点において考えられる金額

(注 3)　事件番号毎に記入

４．翌年度以降支出予定額

（１）歳出予算の繰越し　該当なし

（２）国庫債務負担行為　9,510 百万円

５．追加情報等

（１）出納整理期間について

特許特別会計は出納整理期間を設けており、財務書類の作成にあたっては、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

（２）債権の徴収可能性に関する重大な懸念

債権の種類：貸付金債権、貸付金債権に係る利息債権及び遅延金債権、損害賠償債権

懸念の内容：納付期限を越えての長期滞納等

金額：6 百万円

なお、貸付金 0 百万円、未収金 2 百万円については、和解が成立したため貸倒引当金を計上していない。

（３）一般会計からの受入について

一般会計から受入額については、特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等、一般会計に係る歳入事務を代行している見合で、事務に要する経費に充てる財源として、一般会計から繰入されているものである。（旧法第７条）

（４）各財務書類における表示科目の説明

１）貸借対照表

「現金･預金」には、政府預金及び財政融資資金預託金及び法附則第 259 条の規定に定められている一般会計への繰入額を計上している。

「未収金」には、発明実施化試験費貸付金に係る遅延金債権及び利息債権、その他の損害賠償債権、消費税の還付金額を計上している。

「未収収益」には、財政融資資金預託金に係る未収利息を計上している。

「前払費用」には、自動車損害賠償責任保険料の契約期間未経過分を計上している。

「貸付金」には、発明実施化試験費貸付金債権を計上している。

「貸倒引当金」には、未収金及び貸付金のうち回収不能見込額を計上している。

「土地」には、庁舎敷地の国有財産台帳価格を計上している。

「立木竹」には、庁舎敷地上の立木竹の国有財産台帳価格を計上している。

「建物」には、庁舎建物の国有財産台帳価格から減価償却相当額を控除した後の価額を計上している。

「工作物」には、庁舎、経済産業省別館（一部）及びＪＴビル（一部）に係る建物附帯設備の国有財産台帳価格から減価償却相当額を控除した後の価額を計上している。

「物品」には、電子機器類及び公用車等の取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額を計上している。

「無形固定資産」には、ソフトウエアの取得価額から減価償却費を控除した後の価額及び電話加入権を計上している。

「出資金」には、（独）産業技術総合研究所に対する政府出資等の国有財産台帳価格を計上している。

「未払金」には、児童手当、公務災害補償費を計上している。

「前受金」には、特許出願審査請求料、意匠及び商標登録出願料、審判（再審）請求及び特許（登録）異議申立料に係る前受金、特許料等予納金を計上している。

「賞与引当金」には、期末手当及び勤勉手当に係る引当金を計上している。

「退職給付引当金」には、退職手当に係る引当金（(独)工業所有権情報・研修館職員分含)、遺族補償年金に係る引当金、整理資源に係る引当金を計上している。

「資産・負債差額」には、資産･負債差額増減計算書により計算される本年度末資産・負債差額を計上している。

２）業務費用計算書

「人件費」には、庁職員に係る人件費を計上している。

「賞与引当金繰入額」には、本年度末における賞与引当金の見積額を計上している。

「退職給付引当金繰入額」には、職員の退職手当に係る退職給付引当金、国家公務員災害補償年金及び整理資源について、退職給付支給時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額補充を退職給付引当金繰入額としている。

「補助金等」には、特許情報の有効利用に関する特許流通支援事業等の経費に対する補助金を計上している。

「独立行政法人運営費交付金」には、（独）工業所有権情報・研修館に対する運営費交付金を計上している。

「委託費」には、内外国の産業財産権制度の調査・相談・共同研究事業等に係る経費、特許出願に関する微生物の寄託業務等の経費を計上している。

「分担金」には、パリ条約、国際特許分類協定、ニース協定に規定されている国際分担金を計上している。

「拠出金」には、世界知的所有権機関の開発協力計画に基づく、発展途上国の産業財産権制度

の整備及び特許と技術革新の関連分析や特許統計の調査研究事業の経費を計上している。
「審査審判庁費」には、平成17年度は「庁費等」として計上していたもののうち、審査審判事務を処理するための必要経費を独立表記している。
「成果重視事業特許事務機械化庁費」には、平成17年度は「庁費等」として計上していたもののうち、特許事務の合理化を図るための機械化等の経費を独立表記している。
「庁費等」には、一般事務を処理するための必要経費を計上している。
「その他の経費」には、旅費、賠償償還金、貨幣交換差減補填金等の経費を計上している。
「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産にかかる減価償却費を計上している。
「資産処分損益」には、物品の除却に係る損益を計上している。

３）資産・負債差額増減計算書

「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
「特許印紙収入」には、特許印紙収入額から翌年度以降の審査に対応する前受金及び特許料等予納金を差し引いた額を計上している。
「特許料等収入」には、特許料等収入（現金納付）額から翌年度以降の審査に対応する前受金を差し引いた額を計上している（国際商標登録出願手数料を含む）。
「その他の財源」には、独立行政法人納付金収入、建物及び物件貸付料、財政融資資金預託金利子収入等の雑収入を計上している。
「一般会計からの受入」には、特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等、一般会計に係る歳入事務を代行している見合で、事務に要する経費に充てる財源として、一般会計から繰入された額を計上している。（旧法第７条）
「資産評価差額」には、出資金の台帳価格の価格改定に係る評価差額を計上している。
「無償所管換等」には、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、計上漏れの把握により生じた差額を計上している。
「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等を加減した額を計上しており、貸借対照表の「資産・負債差額」と一致している。

４）区分別収支計算書

-財源-
「特許印紙収入」には、特許印紙による手数料収入（売捌手数料控除後の額）を計上している。
「特許料等収入」には、現金納付による手数料収入を計上している（国際商標登録出願手数料を含む）。
「その他の収入」には、独立行政法人納付金収入、建物及び物件貸付料、財政融資資金預託金利子収入等の雑収入を計上している。
「一般会計からの受入」には、特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等、一般会計に係る歳入事務を代行している見合で、事務に要する経費に充てる財源として、一般会計から繰入された額を計上している。（旧法第７条）
「前年度剰余金受入」には、旧法第８条の規定による前年度決算上の剰余金の受入額を計上している。
-業務支出-
「人件費」には、庁職員に係る人件費を計上している。
「補助金等」には、特許情報の有効利用に関する特許流通支援事業等の経費に対する補助金を計上している。
「独立行政法人運営費交付金」には、（独）工業所有権情報・研修館に対する運営費交付金を計

上している。
「委託費」には、内外国の産業財産権制度の調査・相談・共同研究事業等に係る経費、特許出願に関する微生物の寄託業務等の経費を計上している。
「分担金」には、パリ条約、国際特許分類協定、ニース協定に規定されている国際分担金を計上している。
「拠出金」には、世界知的所有権機関の開発協力計画に基づく、発展途上国の産業財産権制度の整備及び特許と技術革新の関連分析や特許統計の調査研究事業の経費を計上している。
「審査審判庁費」には、平成17年度は「庁費等」として計上していたもののうち、審査審判事務を処理するための必要経費を計上している。
「成果重視事業特許事務機械化庁費」には、平成17年度は「庁費等」として計上していたもののうち、特許事務の合理化を図るための機械化等の経費を計上している。
「庁費等の支出」には、一般事務を処理するための必要経費を計上している。
「その他の支出」には旅費、賠償償還及払戻金、貨幣交換差減補填金等の経費を計上している。
「建物に係る支出」には、本年度において資産（建物）の増加に繋がる支出額を計上している。
「工作物に係る支出」には、本年度において資産（工作物）の増加に繋がる支出額を計上している。

-翌年度歳入繰入-

決算処理による一般会計への繰入額及び旧法第８条の規定による本年度決算上の剰余金の繰入額を計上している。

-本年度末現金・預金残高-

当会計年度の現金・預金残高であり、貸借対照表の「現金・預金」と一致している。

（6）金額の単位について

金額の単位は百万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示している。

（7）重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

1）貸借対照表上における電話加入権（無形固定資産）について、前年度の計数を遡及修正した結果、前会計年度の計数を、以下のとおり修正している。

貸借対照表

無形固定資産が3百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

資産・負債差額増減計算書

資産評価差額が3百万円減少し、本年度末資産・負債差額が同額減少している。

2）業務費用計算書上におけるその他の経費のうち、歳入歳出決算書上の「賠償償還及払戻金」の払戻金相当額については、資産・負債差額増減計算書の「特許料等収入」の控除科目とした。この結果、前会計年度の計数を、以下のとおり修正している。

業務費用計算書

その他の経費が238百万円減少し、本年度業務費用合計が同額減少している。

資産・負債差額増減計算書

特許料等収入が238百万円減少し、本年度業務費用合計が同額減少した結果、本年度末資産・負債差額に与える影響はない。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

①現金・預金の明細

（単位:百万円）

区分	本年度末残高	説明
日本銀行預託金	46,059	日本銀行政府預金
財政融資資金預託金	92,700	
合計	138,759	

②未収金の明細

（単位:百万円）

内容	相手先	本年度末残高
発明実施化試験費貸付金債権に係る利息債権	個人(合計)	2
発明実施化試験費貸付金債権に係る延滞金債権	個人(合計)	4
損害賠償債権	団体　A	0
消費税の還付金	税務署	0
合計		7

③貸付金の明細

（単位：百万円）

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
個人（合計）	2	―	―	2	発明実施化試験費貸付金
合計	2	―	―	2	

④貸倒引当金の明細

（単位：百万円）

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
貸付金							
履行期限到来債権	2	―	2	2	―	2	
上記以外の債権	0	―	0	―	―	―	和解成立
未収金							
履行期限到来債権	4	―	4	4	―	4	
上記以外の債権	2	0	2	―	―	―	和解成立
合計	10	0	10	6	―	6	

⑤その他債権等の明細

（単位:百万円）

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
未収収益	財政融資資金特別会計	103	財政融資資金預託金に係わる未収利息
前払費用	―	0	自動車損害賠償責任保険
合計		103	

⑥固定資産の明細

（単位:百万円）

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
（有形固定資産）						
国有財産 (公共用財産を除く)						
土地	45,685	－	－	－	－	45,685
立木竹	55	－	－	－	－	55
建物	9,433	4	－	424	－	9,014
工作物	3,421	66	－	490	－	2,997
物品	37	12	1	13	－	35
小計	58,634	83	1	928	－	57,788
（無形固定資産）						
ソフトウエア	42,993	6,841	－	11,337	－	38,497
電話加入権	22	－	－	－	－	22
小計	43,016	6,841	－	11,337	－	38,520
合計	101,650	6,924	1	12,265	－	96,308

⑦出資金の明細

（単位:百万円）

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
市場価格のないもの								
（独）産業技術総合研究所	1,061	－	－	－	－	155	－	1,216
合計	1,061	－	－	－	－	155	－	1,216

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

（単位:百万円）

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額による算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上額（国有財産台帳価額）	使用財務諸表
（独）産業技術総合研究所	374,663	46,786	327,876	286,086	1,061	0.37%	1,216	1,216	法定財務諸表
合計	374,663	46,786	327,876	286,086	1,061		1,216	1,216	

（２）負債項目の明細

①未払金の明細

（単位：百万円）

内容	相手先	本年度末残高
公務災害補償費	補償対象者	2
児童手当	対象職員	3
合計		6

②前受金の明細

（単位：百万円）

債務の種類	相手先	本年度末残高
特許審査請求料前受金	-	102,991
意匠登録出願料前受金	-	322
商標登録出願料前受金	-	2,468
審判(再審)請求及び特許(登録)異議申立料前受金	-	2,550
特許料等予納金	-	7,961
合計		116,293

③退職給付引当金の明細

（単位：百万円）

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度取崩額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	23,055	4,480	2,297	25,238
国家公務員災害補償年金に係る引当金	240	14	11	244
整理資源に係る引当金	12,088	265	1,088	11,265
合計	35,384	4,760	3,397	36,748

２．業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

（単位：百万円）

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
特許情報利用促進事業費補助金	都道府県	59	特許情報の有効利用に関する特許流通支援事業等の経費に対する補助	無
合計		59		

(2) 委託費等の明細

（単位：百万円）

名称	相手先	金額	支出目的
出願適正化等指導事業委託費	（社）発明協会	864	内外国の産業財産権制度の有効な活用を支援するための指導相談事業
	（独）中小企業基盤整備機構	56	
	（株）日鉄技術情報センター他	192	
	小計	1,113	
アジア太平洋工業所有権協力事業委託費	（社）発明協会	356	アジア太平洋地域各国の産業財産権に係わる人材育成事業
	（社）日本国際知的財産保護協	79	
	（財）海外技術者研修協会	69	
	小計	505	
工業所有権調査等委託費	（独）日本貿易振興機構	653	アジア太平洋地域各国、欧州、米国の産業財産権制度の実態調査及び相談事業
	（財）交流協会	127	
	（社）日本国際知的財産保護協	68	
	小計	849	
工業所有権研究等委託費	（財）知的財産研究所	163	産業財産権分野における海外研究者との共同研究事業
特許微生物寄託等事業委託費	（独）産業技術総合研究所	187	特許出願に関する微生物の寄託等事業
	（独）製品評価技術基盤機構	16	
	小計	203	
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金	（独）工業所有権情報・研修館	12,772	独立行政法人工業所有権情報・研修館の運営に必要な交付金
世界知的所有権機関事務局分担金	世界知的所有権機関事務局	73	パリ条約、国際特許分類協定、ニース協定に規定されている国際分担金
世界知的所有権機関拠出金	世界知的所有権機関	178	世界知的所有権機関の開発協力計画に基づく、発展途上国の産業財産権制度の整備
経済協力開発機構拠出金	経済協力開発機構	26	特許と技術革新の関連分析及び特許統計に関する調査研究事業
合計		15,886	

３．資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

（単位：百万円）

名称	内訳	金額
独立行政法人納付金収入	(独)工業所有権情報・研修館納付金収入	2,290
雑収入	建物及物件貸付料	4
	刊行物等売払代	23
	預託金利子収入	296
	その他	304
	小計	628
合計		2,919

(2)　財産の無償所管換等の明細

（単位：百万円）

区分	相手先	金額		資産等の内容	所管換等の理由	備考
誤謬訂正等（増）	―	増加額	11	物品	誤謬訂正等	―
合計			11			

(3)　資産評価差額の明細

（単位：百万円）

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
出資金	―	155	155	価格改定
合計	―	155	155	

４．区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

（単位：百万円）

名称	内訳	金額
独立行政法人納付金収入	(独)工業所有権情報・研修館納付金収入	2,290
雑収入	建物及物件貸付料	4
	刊行物等売払代	23
	預託金利子収入	195
	その他	304
	小計	528
合計		2,818

(2) その他の支出の明細

（単位：百万円）

名称	内訳	金額
事務取扱費	賠償償還及払戻金	553
	特許制度調査外国旅費	136
	職員旅費	81
	その他	190
合計		962

「特許特別会計　平成18年度特別会計連結財務書類」

○連結の対象範囲

・独立行政法人　工業所有権情報・研修館
（連結対象：１法人）

○連結対象法人の概要

（１）設置経緯

特許庁の施設等機関として各種情報提供業務等を行ってきた工業所有権総合情報館が、平成１３年４月１日に独立行政法人化し、平成１６年１０月１日には「情報普及業務」及び「人材育成業務」が新たに追加され、名称を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」に改称した。

また、第２期中期目標期間開始（平成18年4月）から非公務員型の独立行政法人に移行するとともに、平成１９年１月に特許庁より情報システム関連等業務を移管。

（根拠法）独立行政法人工業所有権情報・研修館法

（２）業務内容

発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図るため、以下の業務を実施している。

①公報等閲覧業務
②審査・審判関係図書等整備業務
③工業所有権情報流通等業務
④工業所有権情報普及業務
⑤工業所有権相談等業務
⑥情報システム関連事業
⑦人材育成業務

（３）連結の根拠等

当該法人は、特許庁からの運営費交付金によって運営されており、法人の収入に占める運営費交付金の割合は約９９％となっている。なお、当該法人に対する出資金はないが、毎年度の財政支出並びに業務関連性が高いため、連結対象としている。

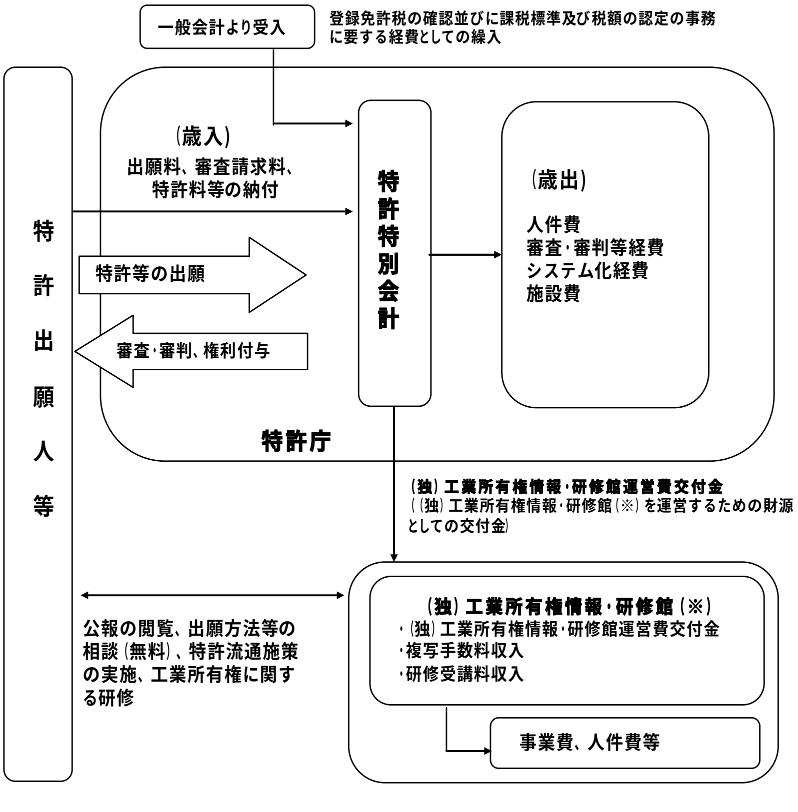

連　結　貸　借　対　照　表

（単位：百万円）

	前会計年度 （平成18年3月31日）	本会計年度 （平成19年3月31日）
＜資産の部＞		
現金・預金	111,187	144,495
未収金	9	9
未収収益	3	103
前払費用	4	7
貸付金	2	2
その他の債権等	－	0
貸倒引当金	△ 6	△ 6
有形固定資産	58,639	57,796
国有財産等（公共用財産は除く）	58,597	57,753
土地	45,685	45,685
立木竹	55	55
建物	9,433	9,014
工作物	3,421	2,997
物品等	42	43
無形固定資産	43,024	38,527
出資金	1,061	1,216
資産合計	213,926	242,152

	前会計年度 （平成18年3月31日）	本会計年度 （平成19年3月31日）
＜負債の部＞		
未払金	3,983	4,704
未払費用	12	22
保管金等	－	9
前受金	97,544	116,323
賞与引当金	1,969	2,025
退職給付引当金	35,387	36,750
その他の債務等	5	－
負債合計	138,902	159,836
＜資産・負債差額の部＞		
資産・負債差額	75,023	82,316
負債及び資産・負債差額合計	213,926	242,152

連結業務費用計算書

（単位：百万円）

	前会計年度 自　平成17年4月 1日 至　平成18年3月31日	本会計年度 自　平成18年4月 1日 至　平成19年3月31日
人件費	26,068	27,090
賞与引当金繰入額	1,969	2,025
退職給付引当金繰入額	2,417	4,763
補助金等	78	59
委託費	2,751	2,835
分担金	74	73
拠出金	192	204
審査審判庁費	―	26,067
成果重視事業特許事務機械化庁費	―	16,277
庁費等	48,137	6,814
その他の経費	12,157	11,265
減価償却費	11,100	12,268
支払利息	0	―
資産処分損益	0	1
減損損失	―	0
本年度業務費用合計	104,948	109,748

連結資産・負債差額増減計算書

（単位：百万円）

	前会計年度 自　平成17年4月 1日 至　平成18年3月31日	本会計年度 自　平成18年4月 1日 至　平成19年3月31日
Ⅰ　前年度末資産・負債差額	70,940	75,023
Ⅱ　本年度業務費用合計	△ 104,948	△ 109,748
Ⅲ　財源	108,805	116,875
1 自己収入	108,738	116,758
手数料収入	108,462	116,129
特許印紙収入	107,641	115,307
特許料等収入	821	821
その他の財源	275	628
2 他会計(勘定) からの受入	16	18
一般会計からの受入	16	18
3 独立行政法人等収入	50	99
Ⅳ　資産評価差額	226	155
Ⅴ　無償所管換等	-	11
Ⅵ 本年度末資産・負債差額	75,023	82,316

連結区分別収支計算書

（単位：百万円）

	前会計年度 自　平成17年4月 1日 至　平成18年3月31日	本会計年度 自　平成18年4月 1日 至　平成19年3月31日
Ⅰ　業務収支		
1　財源		
特許印紙収入	125,081	133,783
特許料等収入	1,453	1,683
その他の収入	274	528
一般会計からの受入	16	18
独立行政法人等収入	84	93
その他の投資収入	0	－
前年度剰余金受入	88,146	111,187
財源合計	215,058	247,295
2　業務支出		
（1）業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 31,644	△ 32,447
補助金等	△ 78	△ 59
委託費	△ 2,751	△ 2,835
分担金	△ 74	△ 73
拠出金	△ 192	△ 204
審査審判庁費	－	△ 26,067
成果重視事業特許事務機械化庁費	－	△ 23,119
庁費等の支出	△ 56,917	△ 6,817
その他の支出	△ 11,933	△ 11,095
業務支出（施設設備支出を除く）合計	△ 103,593	△ 102,718
（2）施設整備支出		
建物に係る支出	△ 44	△ 4
工作物に係る支出	△ 225	△ 66
独立行政法人等固定資産取得支出	△ 5	△ 9
施設整備支出合計	△ 276	△ 80
業務支出合計	△ 103,870	△ 102,799
業務収支	111,188	144,495
Ⅱ　財務収支		
リース債務返済支出	△0	－
財務収支	△0	－
本年度収支	111,187	144,495
翌年度歳入繰入	111,187	144,495
本年度末現金・預金残高	111,187	144,495

－注記－

１、連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

名称：独立行政法人 工業所有権情報・研修館

出資割合等：当該法人は、特許庁からの運営費交付金によって運営されており、当該法人の収入に占める運営費交付金の割合は約９９％であるため、連結対象としている。なお、当該法人に対する出資金は無いため、出資割合はない。

２、独立行政法人等の特有の会計処理の修正の内容

独立行政法人等においては、営利企業である民間企業との相違点を考慮し、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。

省庁別連結財務書類の作成に際しては、以下に記載した、独立行政法人等の特有の会計処理を、企業会計原則に基づいて修正の上で作成している。

１）独立行政法人の運営費交付金債務

独立行政法人において負債に計上している運営費交付金債務は、資産・負債差額の部に振り替えている。また、当該年度に新たに計上された運営費交付金債務については、当該年度の資産・負債差額増減計算書の財源として計上している。

２）独立行政法人の資産見返運営費交付金

独立行政法人において負債に計上している資産見返運営費交付金は、資産・負債差額の部に振り替えている。また、当該年度に新たに計上された資産見返運営費交付金については、当該年度の資産・負債差額増減計算書の財源として計上している。

３）独立行政法人の退職給付引当金等

独立行政法人会計基準に基づき、引当外とされている退職給付引当金について、所要額を計上している。また、当該年度の繰入額等については、業務費用計算書に費用計上している。

賞与引当金についても、同様に計上している。

３、各財務書類における表示科目の内容（連結対象法人を中心に説明）

（１）貸借対照表

・「現金・預金」には、特許特別会計に計上されている現金・預金のほか、（独）工業所有権情報・研修館の現金、銀行預金等を計上している。
・「未収金」には、特許特別会計に計上されている未収金のほか、（独）工業所有権情報・研修館の未収金を計上している。
・「未収収益」には、特許特別会計に計上されている財政融資資金預託金に係る未収利息を計上している。
・「前払費用」には、特許特別会計に計上されている前払費用のほか、（独）工業所有権情報・研修館の前払費用を計上している。

・「貸付金」には、特許特別会計に計上されている発明実施化試験費貸付金債権を計上している。
・「その他の債権等」には、（独）工業所有権情報・研修館に計上されているその他の資産を計上している。
・「貸倒引当金」には、特許特別会計に計上されている未収金及び貸付金のうち回収不能見込額を計上している。
・「土地」には、特許特別会計の庁舎敷地の国有財産台帳価格を計上している。
・「立木竹」には、特許特別会計の庁舎敷地上の立木竹の国有財産台帳価格を計上している。
・「建物」には、庁舎建物の国有財産台帳価格から減価償却相当額を控除した後の価額を計上している。
・「工作物」には、庁舎、経済産業省別館（一部）及びＪＴビル（一部）に係る建物附帯設備の国有財産台帳価格から減価償却相当額を控除した後の価額を計上している。
・「物品等」には、特許特別会計が保有する物品のほか、（独）工業所有権情報・研修館の物品等の取得価格から減価償却相当額を控除した後の価額を計上している。
・「無形固定資産」には、特許特別会計が保有するソフトウエアの取得価額から減価償却費を控除した後の価額、電話加入権のほか、（独）工業所有権情報・研修館の電話加入権、ソフトウエアの取得価額から減価償却費を控除した後の価額を計上している。
・「出資金」には、特許特別会計に計上されている（独）産業技術総合研究所に対する政府出資等の国有財産台帳価格を計上している。
・「未払金」には、特許特別会計に計上されている未払金のほか、（独）工業所有権情報・研修館の未払金を計上している。
・「未払費用」には、（独）工業所有権情報・研修館に計上されている未払費用を計上している。
・「保管金等」には、（独）工業所有権情報・研修館に計上されている保管金を計上している。
・「前受金」には、特許特別会計に計上されている前受金のほか、（独）工業所有権情報・研修館の前受金を計上している。
・「賞与引当金」には、会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。
・「退職給付引当金」には、特許特別会計及び（独）工業所有権情報・研修館の退職手当等に係る引当金を計上している。
・「資産・負債差額」には、当連結会計年度の資産総額から負債総額を差引いた金額を計上しており、連結資産・負債差額増減計算書により計算される本年度末資産・負債差額と一致している。

（２）業務費用計算書

・「人件費」には、特許特別会計及び（独）工業所有権情報・研修館の人件費に該当するものを計上している。
・「賞与引当金繰入額」には、特許特別会計及び（独）工業所有権情報・研修館の賞与引当金繰入額を計上している。
・「退職給付引当金繰入額」には、特許特別会計及び（独）工業所有権情報・研修館の退職給付引当金繰入額を計上している。
・「補助金等」には、特許特別会計の特許情報の有効利用に関する特許流通支援事業等の経費に対する補助金を計上している。

・「委託費」には、特許特別会計の主に内外国の産業財産権制度の調査・相談・共同研究事業等に係る経費、特許出願に関する微生物の寄託業務等の経費を計上している。
・「分担金」には、特許特別会計の主にパリ条約、国際特許分類協定、ニース協定に規定されている国際分担金を計上している。
・「拠出金」には、特許特別会計の主に世界知的所有権機関の開発協力計画に基づく、発展途上国の産業財産権制度の整備及び特許と技術革新の関連分析や特許統計の調査研究事業の経費を計上している。
・「審査審判庁費」には、平成 17 年度は「庁費等」として計上していたもののうち、審査審判事務を処理するための必要経費を計上している。
・「成果重視事業特許事務機械化庁費」には、平成 17 年度は「庁費等」として計上していたもののうち、特許事務の合理化を図るための機械化等の経費を計上している。
・「庁費等」には、一般事務を処理するための必要経費を計上している。
・「その他の経費」には、特許特別会計に計上されているその他の経費のほか、（独）工業所有権情報・研修館の減価償却費、人件費等以外の業務費用を計上している。
・「減価償却費」には、特許特別会計及び（独）工業所有権情報・研修館における有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
・「資産処分損益」には、物品の除却に係る損益を計上している。
・「減損損失」には、（独）工業所有権情報・研修館の減損損失を計上している。

（3）資産・負債差額増減計算書
・「前年度末資産・負債差額」には、前連結会計年度末の連結貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
・「本年度業務費用合計」には、当連結会計年度において発生した業務費用総額を計上しており、連結業務費用計算書の本年度業務費用合計の額と一致している。
・「特許印紙収入」には、特許特別会計に計上されている特許印紙収入額から翌年度以降の審査に対応する前受金及び特許料等予納金を差し引いた額を計上している。
・「特許料等収入」には、特許特別会計に計上されている特許料等収入（現金納付）額から翌年度以降の審査に対応する前受金を差し引いた額を計上している（国際商標登録出願手数料を含む）。
・「その他の財源」には、特許特別会計に計上されている建物及び物件貸付料、財政融資資金預託金利子収入等の雑収入を計上している。
・「一般会計からの受入」には、特許特別会計に計上されている特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等、一般会計に係る歳入事務を代行している見合で、事務に要する経費に充てる財源として、一般会計から繰入された額を計上している。（旧法第７条）
・「独立行政法人等収入」には、主に、（独）工業所有権情報・研修館の複写手数料収入、研修受講料収入等に係る額を計上している。
・「資産評価差額」には、特許特別会計の出資金の台帳価格の価格改定に係る評価差額を計上している。
・「無償所管換等」には、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、計上漏れの把握により生じた差額を計上している。
・「本年度末資産・負債差額」には、前連結会計年度末資産・負債差額に当連結会計年度業務費用合計、財源、資産評価差額等を加減した額を計上しており、連結貸借対照表の資産・負債差額の当連結会計年度末残高と一致している。

（４）区分別収支計算書

－財源－

・「特許印紙収入」には、特許特別会計に計上されている特許印紙収入額から翌年度以降の審査に対応する前受金及び特許料等予納金を差し引いた額を計上している。

・「特許料等収入」には、特許特別会計に計上されている特許料等収入（現金納付）額から翌年度以降の審査に対応する前受金を差し引いた額を計上している（国際商標登録出願手数料を含む）。

・「その他の収入」には、特許特別会計に計上されている建物及び物件貸付料、財政融資資金預託金利子収入等の雑収入を計上している。

・「一般会計からの受入」には、特許特別会計に計上されている特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等、一般会計に係る歳入事務を代行している見合で、事務に要する経費に充てる財源として、一般会計から繰入された額を計上している。（旧法第７条）

・「独立行政法人等収入」には、主に、（独）工業所有権情報・研修館の複写手数料収入、研修受講料収入等に係る額を計上している。

・「その他の投資収入」には、（独）工業所有権情報・研修館に計上されている投資に係る収入を計上している。

・「前年度剰余金受入」には、前連結会計年度から繰越された現金・預金残高を計上している。

－業務支出－

①業務支出（施設整備支出を除く）

・「人件費」には、特許特別会計における人件費のほか、（独）工業所有権情報・研修館の人件費に該当する支払額を計上している。

・「補助金等」には、特許特別会計の特許情報の有効利用に関する特許流通支援事業等の経費に対する補助金の支払額を計上している。

・「委託費」には、特許特別会計の内外国の産業財産権制度の調査・相談・共同研究事業等に係る経費、特許出願に関する微生物の寄託業務等の経費の支払額を計上している。

・「分担金」には、特許特別会計のパリ条約、国際特許分類協定、ニース協定に規定されている国際分担金の支払額を計上している。

・「拠出金」には、特許特別会計の世界知的所有権機関の開発協力計画に基づく、発展途上国の産業財産権制度の整備及び特許と技術革新の関連分析や特許統計の調査研究事業の経費の支払額を計上している。

・「審査審判庁費」には、平成 17 年度は「庁費等」として計上していたもののうち、審査審判事務を処理するための必要経費を計上している。

・「成果重視事業特許事務機械化庁費」には、平成 17 年度は「庁費等」として計上していたもののうち、特許事務の合理化を図るための機械化等の経費を計上している。

・「庁費等の支出」には、一般事務を処理するための必要経費を計上している。

・「その他の支出」には、特許特別会計に計上されているその他の経費のほか、（独）工業所有権情報・研修館の減価償却費、人件費等以外の業務費用を計上している。

②施設整備支出

・「建物に係る支出」には、特許特別会計に計上されている建物に係る支払額を計上している。
・「工作物に係る支出」には、特許特別会計に計上されている工作物に係る支払額を計上している。
・「独立行政法人等固定資産取得支出」には、（独）工業所有権情報・研修館の固定資産の取得に係る支出額を計上している。

-翌年度歳入繰入-
前年度剰余金受入に当連結会計年度の現金・預金の総収入額を加算し、総支出額を減算した額を計上している。
-本年度末現金・預金残高-
当連結会計年度の現金・預金残高であり、連結貸借対照表の「現金・預金」と一致している。

４、単位未満の計数の切り捨て及び百万円未満の計数の表示等

・金額の単位は百万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。
・百万円未満の計数がある場合には「０」で表示し、当該計数が皆無の場合には「－」で表示している。

５、重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

・貸借対照表上における電話加入権（無形固定資産）について、前年度の計数を遡及修正した結果、前会計年度の計数を、以下のとおり修正している。
貸借対照表
無形固定資産が 3 百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。
資産・負債差額増減計算書
資産評価差額が 3 百万円減少し、本年度末資産・負債差額が同額減少している。

・業務費用計算書上におけるその他の経費のうち、歳入歳出決算書上の「賠償償還及払戻金」の払戻金相当額については、資産・負債差額増減計算書の「特許料等収入」の控除科目とした。この結果、前会計年度の計数を、以下のとおり修正している。
業務費用計算書
その他の経費が 238 百万円減少し、本年度業務費用合計が同額減少している。
資産・負債差額増減計算書
特許料等収入が 238 百万円減少し、本年度業務費用合計が同額減少した結果、本年度末資産・負債差額に与える影響はない。

―附属明細書―

１、資産及び負債の明細

（単位：百万円）

	特許特別会計	(独) 工業所有権情報・研修館	連結法人合計	相殺消去	連結合計
＜資産の部＞					
現金・預金	138,759	5,735	5,735	―	144,495
未収金	7	1	1	―	9
未収収益	103	―	―	―	103
前払費用	0	6	6	―	7
貸付金	2	―	―	―	2
その他の債権等	―	0	0	―	0
貸倒引当金	△ 6	―	―	―	△ 6
有形固定資産	57,788	8	8	―	57,796
国有財産等（公共用財産は除く）	57,753	―	―	―	57,753
土地	45,685	―	―	―	45,685
立木竹	55	―	―	―	55
建物	9,014	―	―	―	9,014
工作物	2,997	―	―	―	2,997
物品等	35	8	8	―	43
無形固定資産	38,520	6	6	―	38,527
出資金	1,216	―	―	―	1,216
資産合計	236,392	5,760	5,760	―	242,152
＜負債の部＞					
未払金	6	4,698	4,698	―	4,704
未払費用	―	22	22	―	22
保管金等	―	9	9	―	9
前受金	116,293	29	29	―	116,323
賞与引当金	1,944	80	80	―	2,025
退職給付引当金	36,748	2	2	―	36,750
負債合計	154,993	4,842	4,842	―	159,836
＜資産・負債差額の部＞					
資産・負債差額	81,398	918	918	―	82,316
負債及び資産・負債差額合計	236,392	5,760	5,760	―	242,152

２、業務費用の明細

（単位：百万円）

	特許特別会計	(独) 工業所有権情報・研修館	連結法人合計	相殺消去	連結合計
人件費	26,140	949	949	―	27,090
賞与引当金繰入額	1,944	80	80	―	2,025
退職給付引当金繰入額	4,760	2	2	―	4,763
補助金等	59	―	―	―	59
独立行政法人運営費交付金	12,772	―	―	△ 12,772	―
委託費等	2,835	―	―	―	2,835
分担金	73	―	―	―	73
拠出金	204	―	―	―	204
審査審判庁費	26,067	―	―	―	26,067
成果重視事業特許事務機械化庁費	16,277	―	―	―	16,277
庁費等	6,814	―	―	―	6,814
その他の経費	408	10,856	10,856	―	11,265
減価償却費	12,265	3	3	―	12,268
資産処分損益	1	―	―	―	1
減損損失	―	0	0	―	0
本年度業務費用合計	110,627	11,894	11,894	△ 12,772	109,748

その他の経費内訳	特許特別会計	(独) 工業所有権情報・研修館	連結法人合計	相殺消去	連結合計
省庁別財務書類でのその他経費	408	―	―	―	408
独立行政法人等での業務費用	―	10,766	10,766	―	10,766
独立行政法人等での一般管理費	―	90	90	―	90
計	408	10,856	10,856	―	11,265

３、資産・負債差額増減の明細

（単位：百万円）

	特許特別会計	(独) 工業所有権情報・研修館	連結法人合計	相殺消去	連結合計
前年度末資産・負債差額	72,792	2,230	2,230	―	75,023
本年度業務費用合計	△ 110,627	△ 11,894	△ 11,894	12,772	△ 109,748
財源	119,066	12,871	12,871	△ 15,063	116,875
特許印紙収入	115,307	―	―	―	115,307
特許料等収入	821	―	―	―	821
その他の財源	2,919	―	―	△ 2,290	628
一般会計からの受入	18	―	―	―	18
独立行政法人等収入	―	12,871	12,871	△ 12,772	99
資産評価差額	155	―	―	―	155
無償所管換等	11	―	―	―	11
中期計画期間終了に伴う国庫納付金	―	△ 2,290	△ 2,290	2,290	―
本年度末資産・負債差額	81,398	918	918	―	82,316

４、区分別収支計算書の明細

（単位：百万円）

	特許特別会計	(独) 工業所有権情報・研修館	連結法人合計	相殺消去	連結合計
業務収支					
財源					
特許印紙収入	133,783	―	―	―	133,783
特許料等収入	1,683	―	―	―	1,683
その他の収入	2,818	―	―	△ 2,290	528
一般会計からの受入	18	―	―	―	18
独立行政法人等収入	―	12,866	12,866	△ 12,772	93
その他の投資収入	―	―	―	―	―
前年度剰余金等受入	104,884	6,302	6,302	―	111,187
財源合計	243,189	19,169	19,169	△ 15,063	247,295
業務支出（施設整備支出を除く）					
人件費	△ 31,446	△ 1,000	△ 1,000	―	△ 32,447
補助金等	△ 59	―	―	―	△ 59
独立行政法人運営費交付金	△ 12,772	―	―	12,772	―
委託費	△ 2,835	―	―	―	△ 2,835
分担金	△ 73	―	―	―	△ 73
拠出金	△ 204	―	―	―	△ 204
審査審判庁費	△ 26,067	―	―	―	△ 26,067
成果重視事業特許事務機械化庁費	△ 23,119	―	―	―	△ 23,119
庁費等の支出	△ 6,817	―	―	―	△ 6,817
その他の支出	△ 962	△ 12,423	△ 12,423	2,290	△ 11,095
施設整備支出					
建物に係る支出	△ 4	―	―	―	△ 4
工作物に係る支出	△ 66	―	―	―	△ 66
独立行政法人等固定資産取得支出	―	△ 9	△ 9	―	△ 9
施設整備支出合計	△ 71	△ 9	△ 9	―	△ 80
業務支出合計	△ 104,429	△ 13,433	△ 13,433	15,063	△ 102,799
業務収支	138,759	5,735	5,735	―	144,495
本年度収支	138,759	5,735	5,735	―	144,495
翌年度歳入繰入	138,759	5,735	5,735	―	144,495
本年度末現金・預金残高	138,759	5,735	5,735	―	144,495

特許特別会計　平成１８年度特別会計財務書類の概要

貸　借　対　照　表　(単位:十億円)

	前年度	18年度	増減		前年度	18年度	増減
＜ 資産の部 ＞				＜ 負債の部 ＞			
現金・預金	104	138	33	未払金等	0	0	0
未収金等	0	0	0	賞与引当金	1	1	0
貸付金	0	0	0	退職給付引当金	35	36	1
貸倒引当金	△ 0	△ 0	0	その他の負債	97	116	18
国有財産（公共用財産を除く）	58	57	△ 0				
物品	0	0	△ 0				
無形固定資産	43	38	△ 4	負債合計	134	154	20
出資金	1	1	0	＜ 資産・負債差額の部 ＞			
その他の資産	0	0	0	資産・負債差額	72	81	8
資産合計	207	236	28	負債及び資産・負債差額合計	207	236	28

業務費用計算書　(単位:十億円)

	前年度	18年度	増減
人件費	25	26	0
退職給付引当金等繰入額	4	6	2
補助金等	0	0	△ 0
委託費等	3	3	△ 0
運営費交付金	12	12	△ 0
庁費等	48	49	0
減価償却費	11	12	1
資産処分損益	0	0	0
その他の業務費用	0	0	△ 0
本年度業務費用合計	105	110	5

資産・負債差額増減計算書(単位:十億円)

	前年度	18年度	増減
前年度末資産・負債差額	69	72	3
本年度業務費用合計（A）	△ 105	△ 110	△ 5
財源合計（B）	108	119	10
自己収入	108	119	10
他会計(勘定)からの受入	0	0	0
資産評価差額等	0	0	△ 0
無償所管換	-	0	0
本年度末資産・負債差額	72	81	8
（参考）（Ａ)＋(Ｂ）	3	8	

区分別収支計算書　(単位:十億円)

	前年度	18年度	増減
業務収支	104	138	33
財源	209	243	33
業務支出	△ 104	△ 104	0
本年度収支	104	138	33
本年度末現金・預金残高	104	138	33

特許特別会計の業務等の概要

<特別会計の設置目的>

特許等の工業所有権に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立し、利用者に対するサービスの向上を図るために設置。

<特別会計の業務内容>

工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）に係る出願書類の方式審査、工業所有権の登録・審査・審判、並びに工業所有権の保護及び利用に関する事務

<定員数>

局職員合計 2,736 名

<歳入歳出決算の概要>

歳入：2,431 億円、歳出：1,044 億円

主な科目の内容

<貸借対照表>

・現金預金 1,387 億円　(+338 億円)
　　現金 460 億円　(+54 億円)
　　財政融資資金預託金 927 億円（+284 億円）
・国有財産（公共用財産を除く）　577 億円　(△8 億円)
　　土地 456 億円　(－)

<業務費用計算書>

・庁費等
　　審査審判庁費 260 億円　　(△2 億円)
　　成果重視事業特許事務機械化庁費 162 億円（+15 億円）

<資産・負債差額増減計算書>

・その他の財源
　　特許印紙収入 1,153 億円（+77 億円）
　　特許料収入 8 億円(+0 億円)

<区分別収支計算書>

・財源… 特許印紙収入+87 億円
・前年度剰余金受入 +222 億円

特許特別会計　平成１８年度特別会計連結財務書類の概要

特別会計連結財務書類について

1．作成目的
特許特別会計の業務と関連する独立行政法人等を連結した財務状況を開示。

2．作成方法
「省庁別財務書類の作成基準」に基づき作成（特別会計財務書類と独立行政法人等を合算し、特許特別会計と独立行政法人等の債権債務等を相殺消去）。

3．連結の範囲等
（連結対象法人）
（独）工業所有権情報・研修館
（連結対象法人と特許特別会計の業務関連性）
特許庁からの運営費交付金によって運営されており、法人の収入に占める運営費交付金の割合は約９９％となっている。なお、当該法人に対する出資金はないが、毎年度の財政支出並びに業務関連性が高いため、連結対象としている。

（連結の基準）
特許特別会計が所掌している業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人等を連結（監督権限及び財政支出の有無により判断）。
（使用財務諸表）
法定財務諸表

4．省庁別連結財務書類の留意点
- 連結に際して、連結対象法人の会計処理を、省庁別財務書類の会計処理に統一していない。
- 連結対象法人に特有の会計処理については、連結に際して修正を行っている。

貸借対照表

（単位:十億円）

	省庁ベース	連結ベース	差額		省庁ベース	連結ベース	差額
＜ 資産の部 ＞				＜負債の部＞			
現金・預金	138	144	5	未払金等	0	4	4
未収金等	0	0	0	賞与引当金	1	2	0
貸付金	0	0	－	退職給付引当金	36	36	0
貸倒引当金	△ 0	△ 0	－	その他の負債	116	116	0
国有財産等（公共用財産を除く）	57	57	0				
物品	0	0	0				
無形固定資産	38	38	0				
出資金	1	1	－				
その他の資産	0	0	0	負債合計	154	159	4
				＜ 資産・負債差額の部 ＞			
				資産・負債差額	81	82	0
資産合計	236	242	5	負債及び資産・負債差額合計	236	242	5

業務費用計算書

（単位:十億円）

	省庁ベース	連結ベース	差額
人件費	26	27	0
退職給付引当金等繰入	6	6	0
補助金等	0	0	－
委託費等	3	3	－
運営費交付金	12	－	△ 12
庁費等	49	49	-
減価償却費	12	12	0
資産処分損益	0	0	0
その他の業務費用	0	11	10
本年度業務費用合計	110	109	△ 0

資産・負債差額増減計算書

（単位:十億円）

	省庁ベース	連結ベース	差額
前年度末資産・負債差額	72	75	2
本年度業務費用合計（A）	△ 110	△ 109	0
財源合計（B）	119	116	△ 2
自己収入	119	116	△ 2
他会計からの受入	0	0	－
独立行政法人等収入	－	0	0
資産評価差額等	0	0	－
無償所管換等	0	0	－
本年度末資産・負債差額	81	82	0
（参考）　（A）＋（B）	9	7	

区分別収支計算書

（単位:十億円）

	省庁ベース	連結ベース	差額
業務収支	138	144	5
財源	243	247	4
業務支出	△ 104	△ 102	1
本年度収支	138	144	5
本年度末現金・預金残高	138	144	5

省庁ベースとの主な相違

（注）省庁ベースは、特別会計財務書類を指す。

1．貸借対照表
（資産）
現金・預金…(独)工業所有権情報研修館＋57 億円
（負債）
未払金…(独)工業所有権情報研修館＋46 億円

2．業務費用計算書
運営費交付金…　相殺消去　△127 億円
その他の業務費用…(独)工業所有権情報研修館＋108 億円

3．資産・負債差額増減計算書
本年度業務費用合計と財源合計との差額　71 億円
（左記(A)＋(B)により算出）
⇒企業会計の「当期純利益」に相当

業務費用…	連結による増	＋118 億円
	相殺消去	△127 億円
財源…	連結による増	＋128 億円
	相殺消去	△150 億円

4．区分別収支計算書

財源…	連結による増	＋191 億円
	相殺消去	△150 億円
業務支出…	連結による増	＋134 億円
	相殺消去	△150 億円